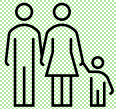


クーポン事業の流れ

利用者



①家事シェアチェック宣言に参加し、抽選特典である「家事代行お試しクーポン」に応募(7月～8月)



②抽選に当選した場合、「家事代行お試しクーポン」を受領(9月中旬)

③事業所の選択・連絡(9月中旬～1/31)
「家事代行お試しクーポン対応事業所及びサービス一覧」から希望する事業所を選択し、希望日時やサービス内容を事業所と調整する。

④予約日時にサービスの提供を受け、クーポンで利用料を支払う

※クーポンの額面を超える場合は、利用者が負担する。
※1回の利用で複数枚使えるが、お釣りを出すことは不可。
※利用料が額面に満たない場合は、お釣りが出ないことを了承したうえでクーポンを使用し、事業所側で、クーポンに「〇〇円分利用」と記入する。
※クーポンの現金への換金は不可。

市

①「家事代行サービス等取扱登録申請書」の受付

②登録の審査

③「家事代行サービス等取扱登録決定通知書」の交付(5月下旬)

④利用者に配布する「家事代行お試しクーポン対応事業所及びサービス一覧」を作成(6月)

⑤利用者に配布する「家事代行お試しクーポン対応事業所及びサービス一覧」の内容確認について、各事業所に依頼(6月～7月)

⑥家事シェアチェック宣言をした世帯の中から無作為に15世帯を抽出(9月初週)

⑦15世帯に「家事代行お試しクーポン」を郵送(9月中旬)



⑧クーポン利用分のサービス利用料の支払い
事業所から請求書を受領。内容を確認後、支払事務を行う(請求書受理から30日以内)。

事業所

①「家事代行サービス等取扱登録申請書」などの必要書類を提出(5/15〆切)

②「家事代行サービス等取扱登録決定通知書」を受領(5月下旬)



③利用者に配布する「家事代行お試しクーポン対応事業所及びサービス一覧」の内容確認(6月～7月)



④利用者からの依頼の受付(9月中旬～)

⑤依頼のあった利用者との日時やサービス内容などの打合せ・契約

⑥予約日時に利用者宅を訪問し、サービスを提供(~1/31)

⑦クーポンで支払いを受ける
※利用期限を経過したクーポンは特段の事情を除き使用不可。

⑧クーポン利用分のサービス利用料を市に請求
※翌月10日までに、市の指定する請求書様式に使用済みのクーポンを添えて請求。

⑨振込の確認